

士業者向けの認定資格

不安抱える高齢者を総合的にサポート

葬儀社との結び付き強化も可能

高齢者が抱える不安は医療や介護、財産管理、相続など多岐にわたる。一般社団法人シニアライフマネジメント協会の「シニアライフマネジャー資格」は、こうした問題に直面する高齢者の総合的なサポーターを育成するために創設された。

協会事務局の宮木章太氏は、「税理士や司法書士、行政書士などの業務拡大に役立つ資格」として、特に士業者に取得を勧めている。推奨する理由は、高齢者を総合的にサポートする中で相続税申告などの受注に繋がる可能性が出てくることがひとつ。また、独力で対応できない分野について、他者に橋渡しするためのネットワークを作ることができる点も挙げられる。協会の母体が「供養業界、に長年携わってきたため、特に葬儀社など業界との結び付きを強化することが可能だ」という。

認定講座は、知識の提供だけに留まらない実践的な内容で、リタイアメントプランニングや介護・医療、供養、相続、成年後見制度、死後諸手続きに関する知識・ノウハウを学ぶことができる。また、供養業界にアプローチするために知っておくべき業界の現状や展望、墓や仏壇に関する法律・実務、葬儀の市場動向や業者の選び方、遺族へのケアの方法論、法事・法要の基礎知識など、供養分野に力が入れられているのが特徴だ。死後や判断能力がなくなった時の希望を事前に書きとめておく「エンディングノート」の書き方セミナーの開催方法も紹介される。特別講義もあり、税理士法人タクトコンサルティングの本郷尚税理士（録画講義）や司法書士山田合同事務所の山田晃久司法書士、名南司法書士法人の荻野恭弘司法書士ら、相続業

界の第一線で活躍する講師陣の話が聞ける士業者に向けた講義となっている。

4月に実施された第1期認定講座に続き、第2期は7月14・15日、8月25・26日の4日間で実施。受講料と審査手数料の合計は16万8千円、資格審査合格者の認定料は2万1千円（いずれも税込み）。なお、資料請求をした人には第1期の講義のダイジェストを約17分間収録したDVDが無料進呈される。